別表１（第３条第４項関係）

補助対象経費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 内　　　容　　　等 | | |
| １　報償費 |  | ・講師謝礼  ただし役員報酬等、実働に伴った経費とは言い難い、補助事業と直接的に関連性がないものを除く |  |
| ２　旅費交通費 |  | ・事業実施に必要な市内交通費、市外への旅費 |  |
| ３　消耗品費 |  | ・事業実施に必要な、必要最小限の食材費、材料費及び文房具等事務用品購入経費等  　ただし、概ね１年以内に消耗するもので１個または一組（積み木セット等、個々は消耗品に属する物の集合体）の価格が５万円未満のもの。  ・事業実施に必要な参考図書購入経費  ・コンピューターソフト、CD、DVD等他の機器にセットすることによって機能する物品で、備品として管理することが困難なもの。  ・事業実施に必要な社会通念上、高額でない景品購入経費（社会通念上高額とは、１個または１組で参加人数×20円程度以上のもの、かつ５万円を超えるものをいう。）  ・事業実施に必要な参加者への配布物購入経費（盆踊りにおける子どもへのお菓子など）  　ただし、物品の配布をすることにより活動実施に係る効果が向上するなどの必要性が認められるものに限る。  ・事業実施に必要な、風雨にさらされる屋外のような特別な環境に常時置かれる物品で、備品として管理することが困難なもの。（立て看板など）  ・事業実施に必要な、自動車等を使用した活動に係る燃料費 |  |
| ４　印刷製本費 |  | ・事業実施に必要な、会議用文書、パンフレット等の印刷経費等 |  |
| ５　光熱水費 |  | ・事業実施に必要な、電気、ガス、水道代等 |  |
| ６　役務費 |  | ・郵便料、電話代、各種保険料  ・手数料（交通パレードによる道路許可印紙代・検便費等） |  |
| ７　委託料 |  | ・事業実施に直接関係する委託料（会場設営を委託したときの経費等）  　ただし、事業全体を委託する場合は除く |  |
| ８　使用料及び  　　賃借料 |  | ・事業実施に必要な、会場使用に係る経費  ・事業実施に直接関係するレンタカー、事務用機器類のリース料等  ・事業実施に直接関係する駐車場賃借料 |  |
| ９　備品購入費 |  | ・事業実施に直接関係する備品（ただし、１個または１組の価格が５万円以上のものに限る）で複数の事業又は複数年に渡り使用することが見込まれ、リースなどによらず備品として購入したほうが効率的であると認められるもの。 |  |
| 10　会費 |  | ・事業実施に必要な、講習会等への参加費  　ただし、諸団体に会員として支払う会費は除く |  |